(様式5)

最終更新日:令和7年10月30日

公益財団法人全日本弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.kyudo.jp/

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	(京只) 	一番 直視日	自己就势	正心 音知
	[原則1] 組織運営等に関する	(1) 組織運営に関する中長期基	【審査基準 (1) について】	【4】全日本弓道連盟中期計画
	基本計画を策定し公表すべきで	本計画を策定し公表すること	当連盟が事業を効果的に実施し、安定的かつ持続的な組織運営を実現していくための戦略と計画を全日本弓	2023-2029
	ある		道連盟中期計画2023-2029(以下中期計画)として定め、令和6年3月27日開催の理事会決議を得ている。	【5】中期計画を決定した理事
				会議事録
			【審査基準(2)について】	【6】「全日本弓道連盟中期計
			中期計画はウェブサイトにて公表している。	画 2023-2029概要版」に対す
1			(https://www.kyudo.jp/aboutus/plan.html)	る御意見
			【審査基準(3)について】	
			中期計画の策定に当たっては、役職員や会員から幅広く意見を募り、組織全体として一体となって取り組む	
			こと、役職員、会員以外の多様なステークホルダーの意見・視点も反映した。	
	[原則1] 組織運営等に関する	(2)組織運営の強化に関する人	【審査基準(1)について】	【4】全日本弓道連盟中期計画
		材の採用及び育成に関する計画を	前述原則1(1)のとおり、中期計画に整理している。	2023-2029
	ある	策定し公表すること		【5】中期計画を決定した理事
			【審査基準 (2) について】	会議事録
			前述原則1(1)のとおり、中期計画はウェブサイトにて公表している。	【6】「全日本弓道連盟中期計
2				画 2023-2029概要版」に対す
_			【審査基準 (3) について】	る御意見
			前述原則1(1)のとおり、中期計画の策定に当たっては、役職員や会員から幅広く意見を募り、組織全体	
			として一体となって取り組むこと、役職員、会員以外の多様なステークホルダーの意見・視点も反映した。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する 基本計画を策定し公表すべきで ある	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準 (2) について】 前述原則1 (1) のとおり、中期計画はウェブサイトにて公表している。	【4】全日本弓道連盟中期計画 2023-2029 【5】中期計画を決定した理事 会議事録 【6】「全日本弓道連盟中期計 画 2023-2029概要版」に対す る御意見
4	保するための役員等の体制を整備すべきである。	①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 外部理事の目標割合(25%以上)については、理事選任規則第2条第1項において、弓道関係者6名以 内、学識経験者9名以内と定め、同目標割合を満たすように理事の人数構成を定めており、理事選任時に順 守している。 現状、外部理事の割合が40%、女性理事の割合が40%である。なお、上記学識経験者の9名には当該者が関 係団体等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであ り、関係団体との関係性に期待し選任したものではないことから、学識経験者として整理している。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として外部理 事の割合を25%以上とすることを明記した。今回の改選(令和7年6月)も理事選任規則に従い、外部理事を 選任している。 【審査基準(2)について】 女性理事の割合については、全体で40%、業務執行理事1名の任用となっている。 令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として女性理事の割合を40%以上とすることを明記した。今回の改選(令和7年6月)から適用され、規則に従って理事を委嘱している。 今後も女性理事の割合を向上すべく、まずは委員会や部会の委員として登用し、運営に関する知識・理解を 深めてもらった上で、理事に任命するような方向で取り組みを行っている。	【7】理事名簿、 【8】監事名簿、 【10】理事選任規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成 等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいて は、外部評議員及び女性評議員の 目標割合を設定するとともに、そ の達成に向けた具体的方策を講じ ること	を有する者から選任するものとし、現状、外部評議員の割合が33%、女性評議員の割合が20%である。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において評議員選任規則の一部改定を行い、原則として外部 評議員の割合を25%以上とすることを明記した。次回の改選から適用される。	【9】評議員名簿、【15】評議員選任規則
6	備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること		【56】アスリート委員会規程、 【70】アスリート委員会委員 名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、 実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 理事定数は、10名以上15名以内とし、討議等を行いやすい環境を整えている。 実効性確保のため、理事会運営規程第2条2項において、通常理事会を年4回(3か月に1回)開催するとしている他、臨時理事会を開催している。	【1】定款、 【10】理事選任規則、 【7】理事名簿、 【12】理事会運営規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	: _ : :	【審査基準 (1) について】 理事選任規則において、理事は選任時においてその年齢が75歳以下でなければならないことと定めている。この定めは学識経験者選出の理事にも適用しており、新陳代謝を図るものと認識している。	【10】理事選任規則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	②理事が原則として10年を超えて	【審査基準(1)について】 現状で10年の在任期間を超える理事は存在しない。 なお、令和6年6月12日開催の第2回理事会において理事選任規則の一部改定を行い、理事は、連続して 10年を超えて在任することができないことを定めた。	【10】理事選任規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10		(4)独立した諮問委員会として 役員候補者選考委員会を設置し、 構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 独立した評議員会の諮問委員会として評議員、理事、及び監事候補選出委員会を設置している。 選出委員会の構成員には有識者を配置している。	【16】評議員候補選出委員会 規則、 【11】理事候補選出委員会規 則、 【13】監事候補選出委員会規
	[原則3] 組織運営等に必要な	(1) NF及びその役職員その他構	【審査基準 (1) について】	【1】定款、
11	規程を整備すべきである。	成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	本連盟の評議員、理事・監事、名誉会長等、委員会委員、審査委員、審判委員、講師、及び職員その他の 弓道関係者については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として関係法令及び本連盟 の定款その他の規程、内規等を遵守し、本連盟の業務にあたるとともに社会的規範に悖る行動をしない旨を 記載し、懲戒規程で違反した際の処分等について定めている。 さらに職員については、服務規程第8条で当連盟諸規程を遵守する旨を記載し、同第41条で違反した際の懲 戒について別途定めている。	【37】倫理規程、 【39】倫理に関するガイドライン、 【36】懲戒規程、

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。		【審査基準(1)について】 「定款」において組織運営等に必要な事項の概要を定めるとともに、評議員会・理事会・専門委員会等の各機関の運営に関し、それぞれ「評議員会運営規程」、「理事会運営規程」、「専門委員会規程」を整備して定めている。さらに、地方組織ついて「加盟団体地域連合会規程」、経理や監査に関する事項について「経理規程」・「監事監査規程」、理事の職務権限について「職務権限規程」に定めるとともに、不祥事対応等について「懲戒規程」で定めている。	【1】定款、 【17】評議員会運営規程、 【12】理事会運営規程、 【23】専門委員会規程、 【21】加盟団体地域連合会規程、 【27】経理規程、 【14】監事監査規程、 【24】職務権限規程、 【36】懲戒規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 法人の業務に関し、職員や事務局の活動等について「服務規程」・「処務規程」、加盟団体や会員の活動等について「加盟団体及び会員等の遵守規程」、業務活動に伴う個人情報の取扱い等について「個人情報保護規程」を整備して定めている。	【25】服務規程、 【26】処務規程、 【20】加盟団体及び会員等の 遵守規程、 【35】個人情報保護規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 「定款」、役員に関する「役員及び評議員等の報酬、費用並びに謝金に関する規程」「旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」「旅費規程」を整備している。	【1】定款、 【32】役員及び評議員等の報 酬、費用並びに謝金に関する 規程、 【34】給与規程、 【33】旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。		【審査基準(1)について】 法人の財産に関し、「定款」第3章(第5~9条)において本連盟の資産・会計について定めている他、経理に関する一般的な事項について「経理規程」で定めるとともに、別途、資金運用について「資金運用に関する内規」、準備資金について「特定費用準備資金取扱規則」を整備して定めている。	【1】定款、 【27】経理規程、 【28】資金運用に関する内 規、 【31】特定費用準備資金等取 扱規則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤を確保するための規程として、加盟団体からの分担金について「加盟団体分担金規程」、特別賛助会員について「特別賛助会員顕彰規程」、寄付金について「寄付金等取扱規程」を整備して定めている。	【22】加盟団体分担金規程、 【30】特別賛助会員顕彰規程、 程、 【29】寄附金等取扱規程
17	[原則3]組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	こと		【50】第4回世界弓道大会〔名古屋〕日本団体代表選考会実施要項、【35】個人情報保護規程、【23】専門委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則3] 組織運営等に必要な 規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 審判委員、審査委員及び講師は、公認資格認定規程、競技規則、審査規程及び、講習会規程、及び審査委員、審判委員、講師の任命に関するガイドラインに基づき、有資格者から、公平かつ合理的に選考している。	【52】公認資格認定規程、 【49】競技規則、 【53】審査規程、 【51】講習会規程 【71】令和5年度審査委員、 審判委員、講師の任命に関す るガイドライン
19		(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること		【10】理事選任規則、 【7】理事名簿、 【59】弁護士との委任契約書
20	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会を設置しているが、令和6年度は開催していない。 【審査基準(2)について】 コンプライアンス委員会規程において、同委員会の所管事項(同規程第3条)、同委員会の構成(同規程第4条)や開催・決議方法(同規程第7条)等について定めている。 【審査基準(3)について】 コンプライアンス委員会の設置にあたり、その構成員に、1名の女性委員を登用するよう理事会決議を行い、その後もこれを踏襲している。	【42】コンプライアンス委員会規程、 【41】コンプライアンス委員会の設置議事録及び別紙資料(別紙3)、 【19】組織図、 【43】コンプライアンス委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と		【42】コンプライアンス委員 会規程、 【43】コンプライアンス委員 会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強 化のための教育を実施すべきで ある		【審査基準(1)について】 今後コンプライアンス委員会においてコンプライアンス教育の具体的な実施方法等を検討すべく、現在ワーキンググループにおいて継続して審議を進めており、これについては令和7年度の第5回理事会(令和7年3月開催)の実施を予定しているとともに、その後も少なくとも年1回以上のペースで同様に実施していく予定である。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス教育の一環として、全日本選手権大会参加選手にはアンチ・ドーピングの研修を行っている。 過去、指導者の研修会においてスポーツ仲裁機構から講師を招き、研修を行っている。 令和6年度中央委員研修会、及び中央研修会において、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会のインティグリティやハラスメント防止動画の視聴を行った。	【46】月刊『弓道』(JSAA)、
24	[原則5] コンプライアンス強 化のための教育を実施すべきで ある			【57】対象者への研修の案内文書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること		【58】公認会計士との業務委 託契約書、 【59】弁護士との委任契約書
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと	公正な会計原則、及び公益法人の財務三基準の遵守状況は四半期毎に理事会で確認をしている。 【審査基準(2)について】 当連盟監事には専門性〈公認会計士・弁護士・元市長〉を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を	【1】定款、 【27】経理規程、 【28】資金運用に関する内規、 【31】特定費用準備資金等取扱規則、 【8】監事名簿、 【60】令和6年度監査報告書
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること		【37】倫理規程、【14】監事監査規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 公益法人認定法に基づき〈公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について〉事業所に備置し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 備え置き書類については閲覧者が確認を行いやすいよう整理している。 必要な書類はウェブサイト(https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html)にて開示している。	【2】令和6年度決算報告書、【3】令和7年度収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	世界弓道大会へ日本代表選手を派遣するための選手選考については、世界弓道大会日本団体代表選考会実	【50】第4回世界弓道大会 〔名古屋〕日本団体代表選考 会実施要項
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況 に関する情報等を開示すること		当連盟ウェブサイト https://www.kyudo.jp/about us/overview.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである		【審査基準(1)について】 利益相反取引の規制としては、理事会運営規程第16条にて、理事が取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を明示して理事会の承認を得るものとし、利益相反取引を適切に管理している。また、理事会決議事項としている関係で、その議論の過程等については、理事会議事録に記載されて開示されることになるため、これにより、意思決定の透明性が確保されている。 役員〈理事・監事・評議員〉就任時に承諾書及び誓約書を取っている。 本連盟倫理規程第4第4項において「日常の行動について、公私の別を明らかにし、本連盟の職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないこと。」と定めている。 利益相反に関するより具体的な定めについては、関連規定の改正・整備により策定することとし、これについては令和6年度に引き続き検討しており、令和7年度内(令和8年3月31日迄)の成立を予定している。 【審査基準(2)について】 現時点では、利益相反ポリシーに基づいた規程はないが、関連規定の改正・整備により策定することとし、これについては令和6年度に引き続き検討しており、令和7年度内(令和8年3月31日迄)の成立を予定している。	
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 現時点では、利益相反ポリシーは制定していないが、関連規定との関係も整理しながら策定することとし、これについては令和6年度に引き続き検討しており、令和7年度内(令和8年3月31日迄)の成立を予定している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9]通報制度を構築すべきである		【審査基準 (1) について】 会員からの通報相談一般を広く受け付けるものとして相談窓口を設置し、当連盟ウェブサイトで窓口設置を 周知し、専用アドレスを設けて対応している(https://www.kyudo.jp/info/guidelines.html)。 【審査基準 (2) について】 相談窓口は守秘義務を課した限られた職員で受付をし、外部の弁護士により対応をしている(倫理に関するガイドライン第9条)。 【審査基準 (3) について】 倫理に関するガイドライン第11条第1項、懲戒規程第18条、コンプライアンス委員会規程第9条において、守秘義務について定めている。 【審査基準 (4) について】 倫理に関するガイドライン第11条第2項、懲戒規程第17条、コンプライアンス委員会規程第9条において、通報者保護について定めている。 【審査基準 (5) について】 これまで研修等は行っていないが、今後、役職員等への研修を実施する方向で、具体的な実施方法等を検討すべく、現在コンプライアンス委員会のワーキンググループにおいて準備を進めており、これについては令和6年度に引き続き検討しており、令和7年度内(令和8年3月31日迄)の実施を予定している。	【39】倫理に関するガイドラ イン、 【36】懲戒規程、
34			前述 (1) のとおり通報制度は、会員からの通報相談一般を広く受け付けるものとして事務局内に相談窓口を設置し、必要に応じて複数名の外部の弁護士によって対応しているほか、コンプライアンス委員会及び倫理委員会は法曹を含む学識経験者を中心とした体制で構成しており、窓口の対応の公正・有効を担保する体制となっている。	【36】懲戒規程、

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	きである	(1) 懲罰制度における禁止行 為、処分対象者、処分の内容及び 処分に至るまでの 手続を定め、 周知すること	【審査基準 (1) について】 懲戒規程において、違反行為(同規程第3条)、適用対象(第2条)、懲戒の種類(第4条)、及び処分に至るまでの手続き(第10条・第11条・第12条)を定めている。 【審査基準 (2) について】 当連盟サイトに掲載している(https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html)。 【審査基準 (3) について】 懲戒規程において、意見提出の機会を与えている(同規程第15条第1項)。 【審査基準 (4) について】 懲戒規程において、処分対象者に対する処分通知及びその内容を定めている(同規程第12条第3項)。	【20】加盟団体及び会員等の 遵守規程、 【39】倫理に関するガイドラ イン、 【36】懲戒規程、 【67】懲戒規程のウェブサイ ト掲載ページ
36		(2) 処分審査を行う者は、中立 性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 懲戒規程に基づく懲戒(処分)手続の審査は倫理委員会で行い、その審査に基づき理事会で決定している。 倫理委員会は外部の弁護士を中心にして、弓道の専門的知識を持つ者も加えて編成されており、中立性と専門性を有している。	
37	間の紛争の迅速かつ適正な解決 に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	自動応諾条項を定めている。	【39】倫理に関するガイドライン、 【36】懲戒規程
38	間の紛争の迅速かつ適正な解決	(2) スポーツ仲裁の利用が可能 であることを処分対象者に通知す ること	【審査基準(1)について】	【36】懲戒規程

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	(京 以	帝 互供日	自己就势	<u> </u>
	[原則12] 危機管理及び不祥事	(1) 有事のための危機管理体制	【審査基準 (1) について】	【39】倫理に関するガイドラ
	対応体制を構築すべきである。	を事前に構築し、危機管理マニュ	不祥事が発生した場合には、弁護士への相談ルートや、相談窓口・外部相談員による調査、執行部・理事	イン、
		アルを策定すること	会とコンプライアンス委員会、倫理委員会での懲戒手続きなどこれを解決するためのプロセスが構築されてい	【36】懲戒規程、
			る。	【42】コンプライアンス委員
				会規程
			【審査基準(2)について】	【72】危機管理規程
			た機管理規程を制定した。 	
39				
			【審査基準 (3) について】	
			た機管理規程において、不祥事対応を含めた各危機に関する対応の一連の流れをマニュアルに定めるものと 	
			している。	
			【審査基準(4)について】 上記のマニュアルは外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含めるものとする予定である。	
			上記のマーユアルは外部調査安員云を設置する場合の一連の流れを含めるものとする予定である。	
	 [原則12]危機管理及び不祥事		【審査基準 (1) について】	
	対応体制を構築すべきである。	事実調査、原因究明、責任者の処	当連盟では過去4年以内に発生した不祥事について、関連規程に従い、相談窓口に寄せられた相談通報等を	(不祥事)、
		分及び再発防止策の提言について	端緒に(倫理に関するガイドライン第10条)、外部相談員による調査(同ガイドライン第12条)又は必要	【61】上記理事会決議に関す
		検討するための調査体制を速やか	に応じて理事会決議により調査委員会を設置して調査を行い(コンプライアンス委員会規程第11条)、事案	る『弓道誌』報告記事、
		に構築すること	によっては倫理委員会に対する会長からの諮問・同委員会の答申(懲戒規程第10条・第11条)を経て、	【62】矢羽に関する調査委員
		※審査書類提出時から過去4年以	理事会による決議(同規程第12条)を通じて対応を行っている。	会委員名簿、
40		内に不祥事が発生した場合のみ審		【39】倫理に関するガイドラ
70		査を実施		イン、
				【42】コンプライアンス委員
				会規程、
				【36】懲戒規程
				【68】調査報告書(写)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	対応体制を構築すべきである。		外部調査委員会の設置については、危機管理規程の下位規範(マニュアル)において定めを設ける方向である。マニュアルの策定に当たっては、外部調査委員会を設置する場合の要件について、調査委員会の独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成するような定めとする予定である。	
42	アンスの強化等に係る指導、助	方組織等との間の権限関係を明確 にするとともに、地方組織等の組 織運営及び業務執行について適切	地方組織との関係の概要については、「地方組織との関係図」に記載のとおりであるが、規程上は、加盟団体として「定款」第43条乃至第47条で定めるとともに、「加盟団体及び会員等の遵守規程」第6条にて、本連盟は、加盟団体又はその会員がこの規程に違反すると認めたときは、当該団体等に注意を与え、連盟主催の事業への参加を禁止することができる、と定めている。	【63】地方組織との関係図、 【1】定款、 【20】加盟団体及び会員等の 遵守規程、 【42】コンプライアンス委員 会規程、 【22】加盟団体分担金規程、 【64】地連代表者会議の開催 に関する資料、 【53】審査規程、 【54】審査業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43			【審査基準(1)について】 公益財団法人に相応しいガバナンス充実に向け、当連盟と加盟団体とで相談しながら進めていくこととしている。 令和元年度実施の加盟団体業務の調査等により加盟団体の運営実態の把握に努めてきたが、今後、一層の公正、健全な運営を支援するため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の導入をきっかけとして進めていく。 都道府県連盟等に対しては、理事会・評議員会の資料、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。また、競技規則、各種運営要領を作成し、頒布している。 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会については、現時点で、明文化した計画や規程はないが、前述 [原則13] (2)記載の加盟団体の長や事務担当者を招集する会議・研修会において兼ねて実施することを予定している。	